

株式会社の所有構造と減価償却行動

——戦前期わが国企業の計量分析——

小野 武 美

今日の償却方法に就て会計学者の支持が殆ど無いに拘らず、実業会〔界〕に於ては償却が利潤によって支配されることが頗る多い事情にあるのは如何なる理由によるであろうか。—— 沼田〔1939〕, 143頁。

1. 株主主権と他律的会計行動

戦前期のわが国の企業行動に関しては、一般にそこに株主主権的な行動様式を見る見解が採られている¹⁾。例えば、戦前期のわが国の株式会社の現実的状况を活写した高橋亀吉の『株式会社亡国論』（昭和5年刊）では、株主の配当圧力によりわが国企業の配当性向が当時の米国企業と比較しても高くなり、そのような株主の強欲に迎合する重役の無責任な態度と相俟って、延いては粉飾決算までもが誘発される狀況が克明に描かれている。そこには株主主権の強さが、粉飾決算という極めて否定的な会計行動を誘発する現実的な狀況が示唆されている。

他方で高橋は、株主主権が最も強固であると考えられる「大財閥傘下の会社、銀行等に破綻極めて少なく……信用を高くせしめている」²⁾ 狀況を指摘し、その原因として「財閥の監督がヨリ十分であって……剰配当等の遺繰決算をやる必要比較的極めて少なきこと」³⁾ を挙げている。これは当時の財閥には、勿論全てではないにしても大財閥の本社（持株会社）を中心に、事業会社に対する長期的モニター機構の一環として、事業会社（経営者）を監視・統制するための統括組織の設置と統括のためのルールの設定が行われ、その中で本社により「傘下企業の財務諸表が監視手段として利用され」⁴⁾ する狀況が存在したことを示している。

こうした狀況は、戦後のわが国の企業が永らく、株式の相互持合い等により「安定株主を確保することによって経営権を脅かす株主の台頭を防ぎ、経営者自らの裁量の範囲を維持すること」⁵⁾、即ち、株主主権の発動を遮断した経営を行い、その下で自律的な会計行動の決定を行ってきたのとは対照的に、戦前の企業の多くが、株主の意向や影響力を背景に会計行動を他律的に決定することを余儀なくされていた狀況として捉えられるが、そうした株主主権

を背景とした他律的会計行動の様相が一様ではないことに注意しなくてはならない。

即ち、「株主のその場主義の高配当要求〔と〕……過大重役賞与の手盛り」⁶⁾が蝸配当の誘引となり、それを許容する不正決算という極めて否定的な会計行動を助長する一方で、他方では同族大株主の代理機関である持株会社が、事業会社に対して極めて厳格な会計統制を実施していたのであり、そこには同じく「株主主権の発動」の下に、否定的な会計行動と肯定的な会計行動が混在していた状況を見逃すわけにはいかないであろう。

そこで本稿は、こうした会計行動の相違を、若干のデータ整理を行うことによって、いま少し体系的に見ようとするものである。具体的には、大正中期から昭和初期の株式会社を、その株式所有構造に基づいて、財閥系企業、所有経営者企業、専門経営者企業に分類し、それぞれの類型と会計行動がどのように関連していたかを見るために、具体的な会計行動として「資本家経営そのものの不合理及至不正の結果は、株式会社に於いては、最も具体的に、(一) 減価償却の放置及至不十分……となって現われる」⁷⁾とされた減価償却行動を採り上げ、若干の計量分析を施したものである。

以下本稿では、株式所有構造の相違が、株主による経営者のモニターのあり方に違いをもたらし、その違いが異なった会計行動を誘発するという、一連の連関過程の具体的様相を析出していききたい⁸⁾。

2. 戦前期わが国企業の裁量的償却行動とその制度的背景

わが国における減価償却制度は、明治期に株式会社制度の導入とともに移植されたが、直ちに企業一般に普及・定着したわけではなかった。即ち、減価償却制度の初期においてその導入に「成功したのは、減価償却を実施してもなお必要な配当を支払うことができる十分な利益をあげていた企業、特に明治前半期においては、政府の保護助成・指導育成策の結果として直接・間接に利益補給をうけた企業にかぎられていた」⁹⁾とされる。それ以外の産業、例えば紡績業などでは「利益金処分において配当を高くすることが優先的に考えられ……高配当のために減価償却は行なわれず」¹⁰⁾というのが実情であった。

しかしながら19世紀から20世紀の転換期を画期として、減価償却の実施が顕著になった。その背景としていくつかの要因が挙げられているが、直接的には1898年に日本勧業銀行が企業に救済融資をするに当たって減価償却を義務付けたこと¹¹⁾に加えて、決定的な事情として「明治三六年〔1903年〕夏に行政裁判所判決および訴願裁決が船舶・建物および紡績器械の定額法による減価償却〔費〕を固定資産時価評価損とみなして、その損金算入を確認した」¹²⁾ことが挙げられる。尤も「固定資産の原価から定額法による減価償却を直接控除する実務が〔定着するまでに〕、……減価償却の損金算入を求める企業側とそれを受入れない税務当局との間にはげしい争いがあった」¹³⁾とされるが、その背景の一つに、戦前期のわが国では企業

会計上の減価償却の処理方法には大きく二つの方法が併存していたことを忘れるわけにはいかないであろう。

即ち、一つは現在我々が行っているのと同様に「純益金を算定するにあたり総収入または総益金から営業費または諸経費なみに減価償却金を控除する方法であり、他の一つは、……利益処分により〔減価〕償却積立金を設ける方法」¹⁴⁾であった。前者（費用処理）に関しても当初からその損金算入が自明のものとされたわけではないが、「減価償却を経費として原価から直接控除している場合には、……それを所得とするには無理があった」¹⁵⁾のに対して、後者（利益処分）については、企業自ら減価償却積立金繰入額を利益処分項目として認定しているので、当該金額の損金算入の否認は戦後直後まで続いたとされる¹⁶⁾。但し、利益処分の場合であっても、利益処分をした翌期首に整理記入により当該固定資産の減額処理をなした時には、減価償却金額の損金算入が認められたので¹⁷⁾、結局、この二つの処理方法が企業の税務に対して著しく大きな差をもたらしていたと考えることは適当ではないであろう。

本稿では、この二つの方法の選択を企業による「減価償却政策」として捉えることとするが、税務的な観点以外で両者に何らかの差異を見出すとすれば、利益処分の場合には減価償却積立金の設定は任意となり自由度が高いが、費用処理の場合には減価償却費の定期的計上が求められ自由度が低くなることが考えられる。ところが戦前期の企業の実態を見ると、利益処分政策を採っていた企業の場合よりも、費用処理政策を採った企業の場合であっても、減価償却費を計上していない場合が少なからずあることに留意せねばならない。即ち、当時の企業は、どちらの減価償却政策を選択するだけでなく、そもそも減価償却費を計上するか否かの選択権も持っていたと解釈できるのであり、その意味で戦前期わが国企業の減価償却行動に関する裁量的余地は現代に比して極めて大きかったと言わざるをえないであろう。

3. 所有構造の類型と減価償却行動の連関

3.1. 所有構造の類型

戦前期の株主には基本的に、自己資本により株式投資を行う大規模な資産家と銀行からの借入れにより株式投資を行う比較的小規模な資産家の二つのタイプが存在したが¹⁸⁾、特に明治期に於いては、前者は取締役として名を連ねる場合も多く、中には複数の企業の重役となっていることから、所謂「兼任大株主重役」と称される大株主も存在した。そのような「大株主は重役として名を連ねたが、さまざまな会社に投資していた」¹⁹⁾ので、「明治期の企業所有者一株主の特定企業への帰属意識は弱」²⁰⁾かったとされ、その結果、自らの企業の保護・育成を図るよりも「減価償却や内部留保を犠牲にして、高配当することが紡績会社などでしばしばみられた」²¹⁾のであった。

株式会社の所有構造と減価償却行動

その後「所有と経営の分離」が徐々に進み、大正期から昭和初期に相当する「1913～30年の期間、専門経営者のトップ・マネジメントに対する進出はいちじるしい勢いを示した」²²⁾が、その場合でも「株主主権の依然たる根強さ」²³⁾は残存したとされる。

従って戦前期の日本では、大株主が直接経営に当たる「所有経営者企業」と大株主とは別の専門経営者が経営に当たる「専門経営者企業」が混在していたと考えられるが、本稿では、後述の『株式年鑑』に記載された各社の社長（又は会長）が大株主名簿にも載っている場合を所有経営者企業、大株主名簿には載っていない場合を専門経営者企業として分類する。この二つの類型以外に財閥系企業、即ち、財閥の同族を背後に控えた持株会社を筆頭大株主とする企業の存在を忘れるわけにはいかないであろう。この場合、個々の事業会社の経営に携わっていたのは専門経営者であり、「所有はぜんぜん分散していないのに専門経営者ができたことが日本の財閥の特徴」²⁴⁾とされた。

以上のように戦前期のわが国の企業をその所有構造から所有経営者企業、専門経営者企業、法人大株主企業（尚、以下では財閥系の持株会社を含む法人大株主が筆頭大株主企業である企業を「法人大株主企業」と分類する）の三類型に分類した場合、それぞれの企業類型と減価償却行動の間にはどのような関係が存在するであろうか。本稿では『株式年鑑』（昭和六年版、大阪屋商店）所収の企業の内、大正7年から昭和5年にかけての26会計期間に亘って減価償却のデータが得られる52社を対象とし分析を行った。従って一項目につき最大で1352のデータが得られることになる。尚、52社を企業類型で分類すると、所有経営者企業＝27社、専門経営者企業＝9社、法人大株主企業＝16社であった。

3.2. 償却政策と償却行動の連動

先ず、企業を減価償却政策（費用処理対利益処分）の観点から分けた場合²⁵⁾、法人大株主企業では、費用処理企業と利益処分企業の割合が約8対2であったのに対して、所有経営者企業及び専門経営者企業ではその割合が約7対3であって、若干の差はあるものの大きな差とはいえないであろう（表1参照）。

そこで更に償却政策と償却行動の間に何らかの関係があるかを見てみる為に、償却頻度（対象期間中減価償却を実施した頻度＝減価償却を実施した年度数を全対象期間年度数で除したもの）を検討した。その結果、費用処理企業の方が平均して利益処分企業を上回っており、その差は統計的に有意なものであった。一方で、償却費の変動度合いを償却費の変動係数（＝対象期間の減価償却費標準偏差を減価償却費平均値で除したもの）で見ると、費用処理企業の方が利益処分企業よりも低く、やはりその差は統計的に有意なものであった。

即ち、費用処理企業は償却頻度が高いが故に、償却費を計上しない期間が少なくなり、結果として比較的安定した償却費を計上していたと解釈できるであろう。換言すれば、償却政策と償却行動との間には一定の連動関係が見出せるのである（表2及び表3参照）。但し、こ

表 1 企業類型別減価償却政策

	法人大株主企業	専門経営者企業	所有経営者企業	計
費用処理	13 社(81.25%)	6 社(66.7%)	19 社(70.4%)	38 社
利益処分	3 社(18.75%)	3 社(33.3%)	8 社(29.6%)	14 社
計	16 社(100%)	9 社(100%)	27 社(100%)	52 社

出所：前掲『株式年鑑』より作成。

表 2 償却頻度の比較

	法人大株主企業	専門経営者企業	所有経営者企業	計
費用処理	0.872	0.918	0.876	0.881(0.0156)
利益処分	0.545	0.604	0.620	0.600(0.0828)

注) 各欄の値は各社の償却頻度の平均値 (括弧内は分散)。費用処理企業と利益処分企業に関して、平均値の差の検定 (t 検定) を行った結果、t 値 = 3.53 で 1%水準で有意な差である。

表 3 償却費の変動係数の比較

	法人大株主企業	専門経営者企業	所有経営者企業	計
費用処理	0.832	0.626	0.869	0.818(0.152)
利益処分	2.323	1.303	3.196	2.603(10.003)

注) 各欄の値は各社の変動係数の平均値 (括弧内は分散)。費用処理企業と利益処分企業に関して、平均値の差の検定 (t 検定) を行った結果、t 値 = - 2.106 で 5%水準で有意な差である。

こに見られるのは、費用処理企業群と利益処分企業群の平均した差であって、そこに株式の所有構造の相違に基づく差が何らかの形で表れているとは言えなかった。

3.3. 利益・償却費の関数関係

従前より先行研究において一般に、「トレード・オフの関係にある配当と減価償却のうち株式会社として前者を優先せざるをえなかったため」²⁶⁾、株式会社 (経営者) は、償却前利益 (= 減価償却費 + 当期利益金 [ないし当期純益金]) 水準が高い場合は多額の償却費を計上し、利益水準が低い場合には配当等のことを考慮して少額 (或いはゼロ) の償却費を計上すると

いう「償却前利益に比例した……減価償却」²⁷⁾を行う傾向があることが指摘されてきた。こうした恣意的な減価償却のあり方の一端は、その計上額にも表れており、「減価償却〔費〕の計上は、ほとんどの企業においてラウンド・ナンバーでなされ、当時の減価償却が計画的な償却計算にもとづくものではなく」²⁸⁾実施されていたことが分かるのである。

そこで本稿では、償却費と利益水準の関係を探るべく、各企業類型毎に回帰分析を行い、減価償却費と利益水準の関数関係について検証した。具体的には、減価償却率（対収入金）を被説明変数とし、(1)では対払込資本金償却前利益率、配当性向、払込資本金を説明変数とする回帰式の推定を行い、(1)′では対払込資本金償却前利益率、配当性向、払込資本金回転期間（払込資本金／収入金）を説明変数とする回帰式の推定を行った。

ここで説明変数として対払込資本金償却前利益率を取り入れたのは、株主が要求する「高率配当の前提としては、いうまでもなく対払込資本金利益率が高くなければならなかった」²⁹⁾という当時の状況を反映したものである。即ち、資本金の分割払込制が一般的であった「戦前は、配当は『株式数』ではなく『払込済金額』に対して行われていた」³⁰⁾ので、払込資本金に対して償却前利益が十分に上がっていれば、多額の償却費が計上される余地が高くなるが、そうでなければ配当に回される分だけ償却費は抑制されることになる。また、配当性向は、当期利益金の内から配当として分配された金額の割合であるから、高い配当性向は利益の逼迫度を示す状況として解釈できるであろう。従って、配当性向が高いと償却率は抑えられる可能性が高くなると予想される。

更に払込資本金が変数として取り入れられているのは、償却率に影響を与える可能性のある固定資産規模の代理変数としてである。固定資産の規模が大きくなれば、償却率は高まるとも考えられるが、他方で償却費の負担が増すので却って抑制される可能性も排除できないであろう。従って、その償却率に与える影響は必ずしも確定しないと考えられる。尚、(1)′では固定資産の絶対的規模を示す払込資本金に代えて、その相対的規模を示す指標として払込資本金回転期間（払込資本金／収入金）を用いている。

回帰分析の結果は、所有経営者企業、専門経営者企業のいずれにおいても、(1)式と(1)′式のF値は有意に高く、それぞれの説明変数の一部又は全部が被説明変数に影響を与えていることが確認された。特に対払込資本金償却前利益率の係数の符号は予測に一致し、且つ統計的に有意なものであった。また、専門経営者企業では、それ以外の配当性向、払込資本金もその係数は統計的に優位なものとなっていた。但し、専門経営者企業については、回帰診断の結果から回帰式の結果は限定的に考えざるを得ないであろう³¹⁾。

従って、減価償却率（対収入金）は、所有経営者企業並びに専門経営者企業に於いては、対払込資本金償却前利益率に対して感応的であったと解釈できるであろう。こうした結果は、この二つの企業類型に属する「戦前企業の償却行動が裁量的ないし〔実質的に〕利益金処分性格が強かったという見方に実証的根拠を与える」³²⁾ものとなる。

表4 減価償却率と償却前利益率

説明変数	所有者企業		専門経営者		法人大株主	
	(1)	(1)´	(1)	(1)´	(1)	(1)´
切片	0.012** (2.707)	0.009* (2.192)	0.031** (10.019)	0.011** (3.680)	0.032** (5.150)	0.028** (5.697)
X1(+)	0.073** (5.724)		0.026** (3.060)		0.025 (1.307)	
X2(-)	0.002 (0.588)		-0.001* (-2.179)		-0.0026 (-0.864)	
X3(?)	7.67E-09 (0.043)		-9.2E-07** (-5.081)		-2.6E-07 (-1.024)	
X4(+)		0.077** (5.948)		0.042** (4.677)		0.0260 (1.342)
X5(-)		0.002 (0.590)		-0.0008 (-1.394)		-0.003 (-0.990)
X6(?)		0.001 (1.589)		0.003** (5.172)		-2.3 E-05 (-0.106)
修正済 R ²	0.040	0.043	0.136	0.139	0.002	-0.00037
F 値	11.003**	11.883**	13.83**	14.162**	1.301	0.952
VIF	1.046	1.050	1.172	1.176	1.113	1.008
LM 統計量	0.062	0.016	4.518	11.531	0.307	0.130
DW 比	1.629	1.641	0.750	0.784	1.894	1.886
観測数	719	719	245	245	384	384

注1) 係数の下の括弧内は t 値。**: 1%水準で有意; *: 5%水準で有意

2) X1: 償却前利益率 (対払込資本金); X2: 配当性向; X3: 払込資本金;

X4: 償却前利益率 (対払込資本金); X5: 配当性向; X6: 払込資本金回転期間 (払込資本金/収入金)
尚, 説明変数の括弧内は期待符号を表す。

3) VIF: 分散拡大要因 (多重共線性を判断するための記述的指標)

LM 統計量: 誤差項の分散均一性に関する検定統計量。

DW 比: ダービン・ワトソン比 (誤差項の系列相関の検定に使われる検定等計量)

それに対して、法人大株主企業の場合、いずれの係数も統計的に有意なものはなく、減価償却率と償却前利益率との間に感応的な関係を見出すことはできなかった。即ち、所有経営者企業や専門経営者企業では、「利益比例償却」という一定の関数関係の様相が析出されたのに対して、法人大株主企業では必ずしも償却前利益水準と減価償却水準との間にそのような関係は見出されず、寧ろ「利益〔水準〕に非感応的な安定した償却」³³⁾がなされていたことが分かったのである。

4. 企業の所有構造と財務報告の質

以上の結果から、所有経営者企業や専門経営者企業は、償却前利益の水準に応じて減価償却費の多寡が影響を受けていたのに対して、法人大株主企業は償却前利益の水準如何に拘らず比較的安定した減価償却費を計上していたと考えられ、そこには減価償却行動に対する企業類型に基づく態度の違いが読み取れるのであった。

こうした違いの背景には、「大株主が取締役に就任する『モニタリング』の最大の効果は、高い配当性向であった」³⁴⁾とされるように、所有経営者企業では大株主の経営への参画それ自体が、直接的に高い配当や役員賞与の流出へ繋がったことに加えて、専門経営者企業でも株式担保金融³⁵⁾を前提に「近視眼的な株主の存在は〔経営者に〕高い配当を要求し」³⁶⁾、結果として「会社の基礎を危うくするような経理方法……を重役に強要する」³⁷⁾ような状況がしばしば見られたのに対して、法人大株主企業では「持株会社を頂点とする整備された組織によるモニターを通じて経営者のモラルハザードを抑制し」³⁸⁾、短期的な高配当よりも事業会社の長期的な成長を考え、「好・不況にかかわらず、安定的な〔減価〕償却政策をとったと推定される」³⁹⁾のである。

以上の分析結果は、企業の「所有構造が、良質な財務報告の供給に影響する」⁴⁰⁾可能性があることを示唆しているであろう。即ち、所有経営者企業や専門経営者企業では、経営者は、株主の配当圧力等を常に受けながら、それに応ずる形でしばしば「反保守的な」会計行動をとらざるを得なかったのに対して、法人大株主企業に於ける持株会社は、本源的な「『所有者』としての同族の影響力を緩和し、……同族の各事業への介入の余地を狭め、内部留保を優先した『家業』の発展」⁴¹⁾を促したので、経営者は必ずしも「反保守的な」会計行動を採る必要に迫られることはなかったのである。換言すれば、「我々は、〔企業の〕統治構造が……会計政策の選択や利益管理活動を通して、会計数値の特性へ影響を与える可能性を認識しなければならない」⁴²⁾であろう。

注

- 1) 尚、ここで「戦前期」とは、太平洋戦争直前の戦時経済体制に向けての制度改革以前の時期を指すことにする。何故なら、この制度改革により「株主の役割と権限が制限されるとともに、経営者と従業員の地位が上昇し、有力な株主に代わって、共同（協調）融資団ないし、その幹事としてのメインバンクが資金提供者の立場からの企業に対する主要なモニターとなった」（岡崎〔1993〕、116-117頁）とされているからである。
- 2) 高橋〔1930〕、26頁。
- 3) 高橋〔1930〕、27頁。
- 4) 岡崎〔1999〕、127頁。

- 5) 岡部 [2002], 67 頁。
- 6) 高橋 [1930], 278 頁。
- 7) 高橋 [1930], 13 頁。
- 8) 尚, 戦前期のわが国企業の減価償却行動については, 既に渡辺 [2003] や齊藤 [2004] 等, 経営史の分野で本稿と同様の問題意識の下に研究が開始されているが, これらの研究については, 本稿執筆時点で公表された論稿を確認できなかったため, その内容の詳細を承知していないことを予め付言しておく。
- 9) 高寺 [1974], 17 頁。
- 10) 高村 [上・1971], 107 頁。
- 11) 宮本他 [1998], 124 頁。
- 12) 高寺 [1974], 268 頁。
- 13) 高寺 [1974], 280 頁。
- 14) 高寺 [1974], 255-256 頁。
- 15) 高寺 [1974], 285 頁。
- 16) 高寺 [1974], 326 頁。
- 17) 高寺 [1974], 326 頁。
- 18) 中村 [2005], 36 頁。
- 19) 宮本・阿部 [1995], 277 頁。
- 20) 宮本 [1999], 240-241 頁。
- 21) 宮本 [1999], 241 頁。
- 22) 森川 [1996], 98 頁。
- 23) 森川 [1996], 98 頁。
- 24) 武田 [1995a], 137 頁。
- 25) 尚, 本稿では, 減価償却費を「当期利益金」ないし「当期純益金」の算定前に計上している場合を「費用処理」, 算定後に計上している場合を「利益処分」として区分している。
- 26) 高寺・醍醐 [1979], 246 頁。
- 27) 高寺・醍醐 [1979], 247 頁。
- 28) 大橋 [1985], 61 頁。従って当時の多くの企業の減価償却方法は, 定額法でも定率法でもなく, 経営者が適宜償却費を決定して計上するという意味で, 「適宜法」ないし「適当法」とでも呼ぶほかは無いものであったと考えられる。
- 29) 高村 [上・1971], 153 頁。
- 30) 青地 [2006], 8 頁。
- 31) ここで行われた重回帰分析に関して回帰診断を行った結果, 多重共線性はいずれの回帰式においても見られないが, 分散均一性に関しては, LM 検定によると専門経営者企業の (1)' 式が分散不均一となり, また, 系列相関に関しても専門経営者企業の (1) 式及び (1)' 式でダービン・ワトソン比は正の系列相関を示した。
- 32) 宮島 [2004], 254 頁。
- 33) 宮島 [2004], 161 頁。
- 34) 森川 [1996], 100 頁。
- 35) 資本金の分割払込制を背景に「株主の多くは払込途中の株式を担保に銀行から資金を借り入れて

株式会社の所有構造と減価償却行動

いたため、株価が下がると銀行から追証を求められた。そのため株主は、株価に影響を及ぼす配当の動向にも敏感になった。」(中村〔2005〕, 36頁)とされている。

- 36) 宮島〔2004〕, 261頁。
- 37) 高橋〔1977〕, 244頁。
- 38) 宮島〔2004〕, 13頁。
- 39) 宮島〔2004〕, 185頁。尚, 三井・三菱・住友等の大財閥では早くから減価償却に内部規定が作られており, 減価償却を督励する組織環境が整備されていた(同上)。
- 40) Wang〔2006〕, p.620.
- 41) 武田〔1995b〕, 102頁。
- 42) Bushman et al.〔2004〕, p.193.

参考文献

- 青地正史, 「戦前日本企業と『未払込株金』」, 『富大経済論集』(富山大学紀要), 2006年2月, 51巻2号。
- 大阪屋商店, 『株式年鑑』(昭和六年版), 1931年。
- 大橋英五, 『独占企業と減価償却』, 1985年。
- 岡崎哲二, 「企業システム」, 岡崎哲二・奥野正寛編, 『現代日本経済システムの源流』, 1993年, 所収。
- , 『持株会社の歴史—財閥と企業統治—』, 1999年。
- 岡部光明, 『株式持合と日本型経済システム』, 2002年。
- 北坂真一, 『統計学から始める計量経済学』, 2005。
- 齊藤直, 「戦間期日本企業の償却行動と企業統治」, 社会経済史学会第73回全国大会報告, 2004年。
- 高寺貞男, 『明治減価償却史の研究』, 1974年。
- 高寺貞男・醍醐聰, 『大企業会計史の研究』, 1979年。
- 高橋亀吉, 『株式会社亡国論』, 1930年。
- , 『日本の企業・経営者発達史』, 1977年。
- 高村直助, 『日本紡績業史序説上』, 1971年。
- 武田晴人, 『財閥の時代』, 1995a年。
- 武田晴人, 「大企業の構造と財閥」, 由井常彦・大東英祐編, 『日本経営史3 大企業時代の到来』, 1995b年, 所収。
- 中村尚史, 「所有と経営: 戦前期の日本企業」, 工藤章・橘川武郎・グレン・D.フック編, 『現代日本企業1 企業体制上』, 2005年, 所収。
- 沼田嘉穂, 『減価償却法研究』, 1939年。
- 宮島英昭, 『産業政策と企業統治の経済史 日本経済発展のミクロ分析』, 2004年。
- 宮本又郎, 『日本の近代11 企業家たちの挑戦』, 1999年。
- 宮本又郎・阿部武司, 「明治の資産家と会社制度」, 宮本又郎・阿部武司編, 『日本経営史2 経営革新と工業化』, 1995年, 所収。
- 宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎, 『日本経営史—日本型企業経営の発展—江戸から平成へ』(増補), 1998年。
- 森川英正, 『トップ・マネジメントの経営史: 経営者企業と家族企業』, 1996年。

- 渡辺純子, 「企業統治と投資行動—綿糸紡績業を事例として—」, 経営史学会第 39 回大会報告, 2003 年。
- Bushman, R., Q. Chen, E. Engel, and A. Smith, “Financial accounting information, organizational complexity and corporate governance systems”, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.37 No.2, June 2004.
- Wang,D., “Founding Family Ownership and Earnings Quality”, *Journal of Accounting Research*, Vol.44 No.3, June 2006.

—— 2008 年 11 月 28 日受領 ——